

事務連絡  
平成 24 年 3 月 28 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課

休学期間中に学生が他の大学で行った学修の単位認定について

昨今の、大学間連携の必要性が高まっていることや大学の国際化を進める流れの中で、他の大学（短期大学及び外国の大学、短期大学を含む。以下同じ。）との大学間交流・連携をより一層促進する観点から、休学期間中に学生が他の大学で行った学修についての取扱いを下記のとおりとすることが適當と考えられますので、改めて十分御留意いただき、各大学において適切に対応いただくようお願ひいたします。

記

1. 休学期間中に他の大学で行った学修についての取扱い

学生が在学中に休学を認められ、他の大学で学修することは、従来どおり差し支えない。なお、この場合における他大学において修得した単位については、大学設置基準第 28 条の規定の趣旨を踏まえ、当該学生が在学する大学において、学則等を整備した上で、当該大学において修得したものと認定することも差し支えない。ただし、当該休学期間を在学期間に算入するものではない。

2. 留意事項

(1) 休学期間中に他の大学で修得した単位の取扱いについて

現在、我が国の制度における単位の公的通用性や大学教育の豊富化、国際交流の促進を図る観点から、他の大学において修得した単位や大学以外の教育施設等における学修を当該大学において認定することが可能となっている（大学設置基準第 28 条、第 29 条）。これは、当該大学において学生が休学扱いになっているからといって、学生が他の大学で修得した単位等の通用性が失われるものではなく、当該単位等を当該大学の単位として認定するかどうかは当該大学の判断によるものである。よって、休学期間中であっても他の大学で修得した単位等の認定は可能である。大学設置基準第 30 条の入学前の既修得単位等の認定制度も、同様の趣旨で平成 3 年に創設されたものである。

## (2) 休学期間中の学生への配慮

学生が、休学期間中に他の大学で行った学修について、その学修を学生が所属する大学において修得したものとみなす取扱いを講じる際には、その学修について、授業計画や学修内容の事前の把握や、必要な履修指導を行うこと等が望ましい。

また、休学期間中の他の大学において修得した単位について認定をする場合には、その手続き等を明確にし、学生に公表することが必要である。

## (3) 「留学」の促進

昭和47年の大学設置基準の一部を改正する省令等においては、学生が外国の大学へ留学する場合、当該学生は休学扱いとするのではなく留学扱いとして、その具体的な取扱いについては、教授会の議を経て学長が定めることとしている。学生が外国の大学で学ぶ場合は、学修内容の質保証の観点から、当該学生が在学する大学と外国の大学との間での協力関係の下で学びが保証されることが重要であり、今後とも、この趣旨を踏まえた各大学での対応をお願いしたい。

特に、「やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行なうことが困難な場合には、当該大学との事前協議を欠くこともさしつかえない」としており、協定等を締結していない大学であっても、学生の円滑な単位の修得に資するよう、各大学の学位授与の方針を踏まえ、留学という取扱いが可能なよう配慮することが望ましい。

### ○本件に関する連絡先

高等教育局大学振興課法規係

T E L : 03-5253-4111 (内線 : 2493) F A X : 03-6734-3387